

公益財団法人 日本サッカー協会
2021 年度 第 7 回理事会

2021 年 6 月 17 日

決議事項

1. 2020 年度 JFA 一括補助金の再交付の件

(決議) 資料 1 ①②

2020 年度 JFA 一括補助金について、返金が発生した地域/都道府県 FA に対して、以下の通り再交付を行いたい。申請や精算等の運用詳細については、別途事務局にて案内を作成する。

なお、各地域 FA および各都道府県 FA を兼任する理事は、本件について利害関係を有するため、議決に加わることができない。

■趣旨・目的

- 2020 年度はコロナ禍で多くの事業が延期中止となり、一括補助金を活用できずに返金が発生した地域/都道府県 FA が多い。
- 2021 年度は、コロナ禍の影響で延期となった事業や離れてしまった登録者を取り戻すための事業など、通常とは異なる取り組みを実施する可能性がある。
- これらを踏まえ、2021 年度に限定し、2020 年度一括補助金の残金を再交付して事業実施の支援を行いたい。

■対象

2020 年度 JFA 一括補助金の残金が発生した地域/都道府県 FA とする (8 地域 FA と 35 都道府県 FA)

■交付額

- 2020 年度 JFA 一括補助金の返金額を上限とする。但し、事務局運営費返金分は交付上限額には含まない (265,419,961 円)。
- 交付額は、事業実施に必要な額のみとする。

■対象事業

- 各地域/都道府県 FA が 2021 年度の期初に策定した予算および年間事業計画に含まれておらず追加で実施する事業。
- 対象となる事業は「公益目的事業」とし、補助の対象となる経費はその事業を実施するために必要な直接経費とする。

■対象期間

2021 年 6 月から 2022 年 3 月までの間に実施され、支出される事業